

平成 30 年度 外国人奨学生募集要綱 (案)

俊道国際奨学会は、教育・学術・文化等の交流事業を通じて国際理解と親善に寄与することを目的として昭和 62 年（1987 年）8 月 12 日に設立されました。平成 24 年（2012 年）6 月 21 日をもって、内閣総理大臣の認定により、名称を公益財団法人俊道国際奨学会といたしております。

財団創立の精神に則り、支援させていただく奨学生を、特定の地域や国に偏ることなく、世界中から広く採用させていただくこととしておりますので、ご理解を賜りたく存じ上げます。

平成 30 年度の外国人奨学生を下記により募集します。

1. 募集資格（下記の資格すべてに該当すること）

- (1) 日本以外の国籍を有し、修学のため来日し、我が国大学の大学院（修士又は博士課程）に在籍している者。（平成 30 年 4 月入学予定者を含む）
- (2) 学業・人物ともに優秀であって、かつ、健康である者。
- (3) 国際理解及び我が国との友好親善に関心をもち、貢献を期する者。
- (4) 他に奨学金を受けていないこと。（内定を含む）
- (5) 年齢 修士課程 30 歳未満、博士課程 32 歳未満（平成 30 年 4 月 1 日現在）

2. 奨学金の支給

- (1) 奨学生数は 5 名以内とし、奨学金は一人当たり月額 100,000 円を支給します。
- (2) 奨学金の支給期間は大学院の在籍期間内で、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 12 ヶ月以内とします。（5 月に 4、5 月の 2 ヶ月分支給します）

3. 奨学金の支給停止

次のような場合は、奨学金の支給を停止します。

- (1) 在学する大学院の学籍を失ったとき。
- (2) 病気その他の事由により学業の継続の見込がないとき。
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき。
- (4) 学業成績不良・素行不良の場合。
- (5) 願書の記載事項（略歴・身上等）に虚偽の事実が判明したとき。
- (6) 前各号のほか奨学生として適当でない事実があったとき。

4. 選考

- (1) 平成 30 年 5 月中旬の予定で面接試験を行います。詳細は別途通知します。
- (2) 選考の結果は、大学長及び応募者全員に書面にて通知します。

5. 応募方法

応募は必ず大学事務局を通じて行って下さい。個人の応募は認めておりません。

(1) 記載提出書類

- | | |
|---------|--------|
| 願書 | (様式 1) |
| 履歴書 | (様式 2) |
| 身上書 | (様式 3) |
| 研究計画書 | (様式 4) |
| 経済状況報告書 | (様式 5) |

所定の用紙を使用し、記入方法は「6」の注意事項を参照してください。

(2) 添付提出書類

1. 写真（上半身 5×3.5 cm）1 枚（願書に貼付）
2. 在学証明書
3. 合格証又は入学許可書（新規入学予定者のみ）
4. 学業成績証明書
5. 指導教官の推薦状
6. 本要綱 1・(3)に対する応募者の考え方（A4版 1 枚程度）

(3) 応募締切日

平成 30 年 3 月 31 日 **【学内申込：2017年12月22日（金）～2018年2月16日（金）】**
当日消印のあるものまで有効とし、その後は受け付けません。

(4) 応募提出書類は返却しません。

6. 記入上の注意

(1) 記入上の一般的注意

1. 原則として全て日本語で記入すること。
2. 年月日は全て西暦年号を用いること。
3. 氏名は自国語で記入し、その上に日本語の「カタカナ」にてフリガナをつけること。
4. 英文名の氏名はアルファベットにて記入のこと。
5. 記入は楷書、アルファベット使用の場合は活字体とする。

(2) 願書記入上の注意

1. 氏名（full name）・住所・大学名・専攻科名等はすべて記入のこと。
2. 大学院での自分の属する課程を ○印で囲むこと。

(3) 履歴書の記入上の注意

1. 学歴の学校区分の高校・大学については卒業学校を記入すること。
2. その他の事項（賞罰・兵役期間等）は余白欄に記入すること。

(4) 身上書記入上の注意

1. 奨学金受領中の者は、該当欄に記入すること。
2. 父母死亡の場合は、その年月を記入すること。
3. 兄弟多数の場合は、在日留学生のみ明記し、他の兄弟は人数のみ記入すること。

以上

【学内連絡先】

国際教育課留学生支援係
kokusai.shien@ynu.ac.jp

俊道国際奨学会は、
株式会社青木建設が創業 40 周年を記念して、
昭和 62 年（1987 年）に設立しました。

設立の趣旨と目的

日本経済の国際化の進展とともに、我が国と諸外国との交流関係はますます深まり、我が国に対する経済や文化面における世界社会への貢献の期待もまた大きくなっています。

我が国が諸外国との国際理解と親善に寄与するためには、とくに教育・学術・文化等の交流事業を通じて、相互理解を深めることが不可欠であり、国際社会の中で要求もされているところです。

株式会社青木建設の創業者である故青木益次（株式会社青木建設名誉会長）は、かねてから、資産の一部を社会に還元し、特に国際交流の増進にかかわる交流事業に資したいと希望していました。

昭和62年、株式会社青木建設は創業40周年を迎えました。これを機とし故青木益次の遺志をここに生かして、遺族及び青木建設グループからの寄附金等を基として、次の世代を担う有為の人材の発掘・育成のため外国人留学生及び日本人海外留学生に対する奨学援助及び学術の振興に寄与する国際的な教育・学術・文化等の交流事業に対して助成を行い、もって我が国と諸外国との国際理解と親善に寄与したいとするものです。



青木建設の創業者
初代社長 青木益次
(1904～1981)

俊道国際奨学会の名称について

「俊道」は、本会設立の礎となった故青木益次氏の雅号である。

人の才能をよく引きだし、人間として強く素直に生きたいと常に自らを律していた故人が、その心情をこめて愛した雅号が「俊道」であった。世界各国のすぐれた才能を助け、輝かしい未来への道を歩んでほしいという本会の趣旨は、まさに「俊道」の示すものと同じであり、故人の遺徳を顕彰する願いをこめ名付けられた。

俊道国際奨学会

初代理事長 青木宏悦 の設立時のあいさつ

設立当時は青木建設社長
(1981～2012)



世界はますます狭くなっています。

交通手段の発達と通信網の整備により情報はリアルタイムで全世界を駆け巡ります。より多くの人々が他の国を訪れ、働き、暮らし、そして学ぶようになるでしょう。

高度な技術革新を背景とする経済活動は異国間の交流を活発にし、社会の国際化を促しますが、一方そのスピードが速まるほど、お互いの文化にとっては未知の領域での接点を増やすこととなります。

その接点の潤滑油として、異国間の相互理解促進に貢献できる立場にあるのが、海外で勉学に励んでおられる方々です。

国際社会に通用する人的資源の開発は、今後ますますその重要性を増すことでしょう。

世界各地で事業を営む青木グループが、国境を超え世界を舞台に活躍する人材の育成に協力できることを非常にうれしく思います。一人でも多くの留学生がこの奨学会から国際社会へ雄飛されんことを切望します。

